

官報 号外 平成二十四年六月十九日

○第一百八十回 衆議院会議録 第一十六号

平成二十四年六月十九日(火曜日)

平成二十四年六月十九日
午後一時 本会議

午後一時二分開議

○議長(横路孝弘君) これより会議を開きます。

平成二十四年六月十九日
午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

消防法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

養ぼう振興法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

災害対策基本法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○太田和美君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、参議院送付、消防法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 太田和美さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

○太田和美君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

農林水産委員長提出、養ぼう振興法の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 太田和美さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

○太田和美君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、災害対策基本法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 太田和美さんの動議に御異議ありませんか。

災被災の軽減に向けて火災予防対策の実効性の向上を図る等のため、高層建築物等における防火管理制度の拡充を図るとともに、検定に合格していない消防用機械器具等に係る回収命令の制度を創設する等の措置を講じようとするものであります。

委員長の趣旨弁明を許します。農林水産委員長 吉田公一君。

養ぼう振興法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

官 報 (号 外)

平成二十四年六月十九日

衆議院会議録第二十六号

議長の報告

外務委員		辞任		勝又恒一郎君		山田良司君		橋慶一郎君		森山浩行君		藤田大助君		北村茂男君		勝又恒一郎君		野田稻津久君		國義君	
文部科学委員		辞任		城井崇君		中屋大介君		大串博志君		柿沼正明君		橋本勤君		吉川洋君		秋葉賢也君		小川淳也君		萩原仁君	
財務金融委員		辞任		笠原多見子君		城内実君		三宅雪子君		大西健介君		仁木博文君		熊田篤嗣君		打越あかし君		柿沼正明君		吉川政重君	
環境委員		補欠		笠原多見子君		城内実君		大串博志君		柿沼正明君		柿沼正明君		吉川政重君		秋葉賢也君		小川淳也君		萩原仁君	
国土交通委員		辞任		高野守君		藤田大助君		森山浩行君		柳本卓治君		今井雅人君		磯谷香代子君		高野守君		藤田大助君		高野守君	
経済産業委員		辞任		柿澤未途君		網屋信介君		江田憲司君		江田憲司君		相原史乃君		田中美絵子君		江田憲司君		相原史乃君		相原史乃君	
議院運営委員		辞任		川内博史君		川内博史君		三宅雪子君		中屋大介君		伊東良孝君		長島忠美君		岸田文雄君		本村賢太郎君		山花郁夫君	
（議案受領）		補欠		川内博史君		川内博史君		中屋大介君		伊東良孝君		長島忠美君		岸田文雄君		本村賢太郎君		山花郁夫君		藤田大助君	
（議案提出）		補欠		渡辺江崎孝君		渡辺江崎孝君		高野守君		高野守君		高野守君		高野守君		渡辺江崎孝君		渡辺江崎孝君		渡辺江崎孝君	
（議案受領）		補欠		渡辺江崎孝君																	
（議案受領）		補欠		渡辺江崎孝君																	
（議案受領）		補欠		渡辺江崎孝君																	
（議案受領）		補欠		渡辺江崎孝君																	
（議案受領）		補欠		渡辺江崎孝君																	
（議案受領）		補欠		渡辺江崎孝君																	
（議案受領）		補欠		渡辺江崎孝君																	
（議案受領）		補欠		渡辺江崎孝君																	
（議案受領）		補欠		渡辺江崎孝君																	
（議案受領）		補欠		渡辺江崎孝君																	
（議案受領）		補欠		渡辺江崎孝君																	
（議案受領）		補欠		渡辺江崎孝君																	
（議案受領）		補欠		渡辺江崎孝君																	
（議案受領）		補欠		渡辺江崎孝君																	
（議案受領）		補欠		渡辺江崎孝君																	
（議案受領）		補欠		渡辺江崎孝君																	
（議案受領）		補欠		渡辺江崎孝君																	
（議案受領）		補欠		渡辺江崎孝君																	
（議案受領）		補欠		渡辺江崎孝君																	
（議案受領）		補欠		渡辺江崎孝君																	
（議案受領）		補欠		渡辺江崎孝君																	
（議案受領）		補欠		渡辺江崎孝君																	
（議案受領）		補欠		渡辺江崎孝君																	
（議案受領）		補欠		渡辺江崎孝君																	
（議案受領）		補欠		渡辺江崎孝君																	
（議案受領）		補欠		渡辺江崎孝君																	
（議案受領）		補欠		渡辺江崎孝君																	
（議案受領）		補欠		渡辺江崎孝君																	
（議案受領）																					

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案

(議案付託)

法律案

一、去る十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

(議案付託)

法律案

離島振興法の一部を改正する法律案
原子力規制委員会設置法案

(議案付託)

法律案

一、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

(議案付託)

法律案

原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案
原子力安全調査委員会設置法案

(議案付託)

法律案

一、去る十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

(質問書提出)

法律案

衆議院議員木村太郎君提出りんごの不受精へ力ラマツ被害に関する質問に対する答弁書
衆議院議員馳浩君提出生活保護における質問に対する答弁書
衆議院議員浅野貴博君提出外務省が在外勤務職員に帰国命令を出した件に関する質問に対する答弁書

(質問書提出)

法律案

一、去る十五日、衆議院議員木村太郎君提出孤立する恐れのある監督署の設置に関する質問に対する答弁書

(質問書提出)

法律案

一、去る十五日、衆議院議員木村太郎君提出国家公務員の新規採用抑制に関する再質問に対する答弁書

(質問書提出)

法律案

一、去る十五日、衆議院議員木村太郎君提出ダヌスの規制に関する質問に対する答弁書

(質問書提出)

法律案

一、去る十五日、衆議院議員木村太郎君提出行間で直接交換する取引に関する質問主意書

(質問書提出)

法律案

一、去る十五日、衆議院議員木村太郎君提出行間で直接交換する取引が、東京外国為替市場で始まつた。これまでドルを介して取引が行われていたのに比べ、為替手数料が削減され、日中間ににおける貿易について、一層拡大されることが期待されている。

(質問書提出)

法律案

一、去る十五日、衆議院議員木村太郎君提出従つて、次の事項について質問する。

(質問書提出)

法律案

一、去る十五日、衆議院議員木村太郎君提出円と人民元を直接交換する取引が始まつた意義を、国はどういうに認識しているのか、野田内閣の見解如何。

(質問書提出)

法律案

三

(質問書提出)

法律案

一、今回、初値が一元二十二円三十三銭で、終値が一元二十二円三十二銭であったが、昨日までの取引状況の相場を、国はどういうに認識しているのか、野田内閣の見解如何。

(質問書提出)

法律案

官報(号外)

<p>りんごの不受精(カラマツ)被害に関する質問主意書</p> <p>(カラマツ)被害に関する質問に対する答弁</p> <p>衆議院議員木村太郎君提出りんごの不受精(カラマツ)被害に関する質問に対する答弁</p> <p>及び二について</p> <p>農林水産省においては、青森県及び同県内の農業関係団体から、りんごに不受精の花が発生</p>	<p>日本一のりんご生産県である青森県の津軽地方を中心に、主力品種ふじの不受精(カラマツ)の発生が深刻化しつつある。りんごの開花後に、低温と雨が続いたことが要因として考えられる。一昨年の猛暑を受けての昨年産りんごの生産量の大幅減少や、福島原子力発電所事故に伴う風評被害などによる厳しい環境が続いてきた中で、このカラマツによって、秋における生産量の落ち込みを危惧する声が広がってきており、地方自治体や農業団体と連携して、国としても適切に対応していくことが極めて重要と考える。</p> <p>従つて、次の事項について質問する。</p> <p>一 りんごの不受精(カラマツ)の被害状況について、国はどうに捉えているのか、野田内閣</p> <p>二 不受精(カラマツ)の発生を受け、秋の収穫に向けて国はどうに対応していくのか、野田内閣</p> <p>右質問する。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>内閣衆質一八〇第二八一号</p> <p>平成二十四年六月十五日</p> <p>内閣総理大臣 野田 佳彦</p> <p>衆議院議長 横路 孝弘殿</p>	<p>六月二日の読売新聞記事によると、主要七十四区市への調査で、生活保護受給者に扶養可能な親族が存在し、その扶養義務者との負担額の協議が調わない場合に自治体が活用できる家裁への申し立てが昨年度はゼロ件であったことが明らかになつた。政府は家裁への申し立ての積極活用により、扶養義務の履行に繋げていきたい考えを示しているが、現場の負担やケースワーカーの権限、能力などの課題も山積していることから、その実効性について、以下の事項について質問する。</p> <p>一 今回の読売新聞の取材で報じられた、昨年度の家裁への申し立てがゼロ件であったことについて、事実関係を確認したい。また、制度が出来てから家裁への申し立てが活用された事例は、これまで何件存在したのか、示されたい。</p> <p>二 何故、自治体による家裁への申し立てが殆ど活用されていない状況にあるのか、政府の認識を示されたい。</p> <p>三 小宮山厚生労働大臣は、「明らかに扶養可能なケースについては、家裁に対する調停等の申</p>
--------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>内閣衆質一八〇第二八二号</p> <p>平成二十四年六月十五日</p> <p>内閣総理大臣 野田 佳彦</p> <p>衆議院議長 横路 孝弘殿</p>	<p>六 扶養義務者の資力把握にあたり、収入や資産、家族間の構成、関係など、行政がどこまで立ち入ることが適切だと認識しているか、政府の見解を示されたい。</p> <p>七 現場で対応しているケースワーカーの負担増大について指摘されているが、必要な労力は確保できるのか、政府の認識は如何。</p> <p>八 生活保護の見直し、厳格化により、生活困窮者など本当に困っている人が、保護を受けられない、躊躇してしまうようなことはあつてはならないが、政府の認識、今後の対応策について示されたい。</p> <p>右質問する。</p>
--------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>内閣衆質一八〇第二八二号</p> <p>平成二十四年六月十五日</p> <p>内閣総理大臣 野田 佳彦</p> <p>衆議院議長 横路 孝弘殿</p>	<p>五について</p> <p>生活保護制度における扶養に関する問題については、その性質上、努めて当事者間における話し合いによって円満に解決されることが基本であるとともに、個別の事情に応じて適切に判断すべきものであることから、一律の基準を設定することはなじまないものと考えている。</p> <p>お尋ねの「意図的に虚偽の返答を受けた場合」が具体的にどのような場合を指すのか必ずしも明らかではないが、不正な手段により他人に保護を受けさせた者については、法第八十五条规定されおり、福祉事務所長等からの罰則が規定されているが、現時点では、具体的には扶養請求調停手続きの流れを示したマニュアルを自治体に示し、着実な扶養義務の履行につなげていきたい。」との旨の発言をされているが、今回明らかになつたように家裁による過去の判例が殆ど存在しないような状態で実効性は担保できるのか、政府の認識は如何。</p> <p>四 国による、扶養義務者の所得や資産、家族構成等を勘案した一定の扶養基準について、政府はその必要性はあると認識しているか、示されたい。</p> <p>五 扶養義務者へ収入などの資力を確認するための問い合わせを行い、意図的に虚偽の返答を受けた場合に罰則は存在するのか、また罰則があつた場合これまで適用された件数について示されたい。</p> <p>六 扶養義務者の資力把握にあたり、収入や資産、家族間の構成、関係など、行政がどこまで立ち入ることが適切だと認識しているか、政府の見解を示されたい。</p> <p>七 現場で対応しているケースワーカーの負担増大について指摘されているが、必要な労力は確保できるのか、政府の認識は如何。</p> <p>八 生活保護の見直し、厳格化により、生活困窮者など本当に困っている人が、保護を受けられない、躊躇してしまうようなことはあつてはならないが、政府の認識、今後の対応策について示されたい。</p> <p>右質問する。</p>
--------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(別紙)

衆議院議員馳浩君提出生活保護における自治体の家裁申し立てに関する質問に対する答弁書

扶養に関する照会に対する扶養義務者の回答内容等によつては、同条が適用される場合がある。また、同条が適用された件数について得る。また、同条が適用された件数については、把握していない。

六について

お尋ねについては、一般的には扶養義務者の収入、資産、可能な援助の程度等を照会しているが、個別の事情によつては照会を差し控えるべき場合もあるものと考えている。

八について

生活保護制度については、支援が必要な方に對して適切に保護を実施することが基本であり、厚生労働省としては、今後とも、この考え方に基づき同制度を運営していきたい。

平成二十四年六月六日提出

質問 第一八三号
外務省が在外勤務職員に帰国命令を出した件に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

外務省が在外勤務職員に帰国命令を出した件に関する質問主意書

本年六月六日付朝日新聞の記事によると、外務省が在外勤務職員に帰国命令を出した件に関する質問主意書

本年六月六日付朝日新聞の記事によると、外務省が中国の上海に派遣し、中国語の研修を受けさせていた同省職員に対し、同月五日付で日本に帰国するよう発令をしていたことである。右の記事（以下、「朝日記事」とする。）を踏まえ、質問する。

一「朝日記事」の内容は事実か。

二 一二で、事実なら、外務省が帰国命令を出した職員の官職氏名を明らかにされたい。

三 外務省として、なぜ二の職員に帰国命令を出したのか、その理由を説明されたい。在日中国大使館の李春光一等書記官が、外交官の身分を偽つて民間企業からの顧問料を得るという、ウイーン条約に反する行為をしていたとして、先

月中国に帰国する事件が起きた。「朝日記事」によると、今回外務省が二の職員を日本に帰国させたのは、右事件に対する中国政府の対抗措置を恐れたための対応であるとのことであるが、右は事実か。

二の職員は、中国の法規に違反する等、何らかの問題を起こしているのか。二の職員は中国当局より出頭要請を受けていたとのことであるが、右は事実か。

右質問する。

内閣衆質一八〇第二八三号

内閣衆質一八〇第二八三号
平成二十四年六月十五日
衆議院議長 横路 孝弘殿 内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議員浅野貴博君提出外務省が在外勤務職員に帰国命令を出した件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出外務省が在外勤務職員に帰国命令を出した件に関する質問に対する答弁書

一及び三について
外務省として、御指摘の報道については承知しているが、お尋ねの「帰国命令」は、上海において語学研修を行つていた職員について、外務省における通常の人事の一環として帰国させたものであり、御指摘の報道にあるような「スペイ疑惑事件に対する中国政府の対抗措置を警戒した日本側の対応」であるとの事実はない。

また、外務省として、当該職員が御指摘のように「中國の法規に違反する等」の行為を行つたとの事実はないと承知している。

二について
お尋ねの職員の官職及び氏名を明らかにする

ことは、当該職員が不当な不利益を受け、また、当該職員の業務に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

四について

外務省としては、一般に、職員と外国政府との関係を含め、個別の人事に関する検討において考慮されたとの憶測を生じさせる可能性がある事柄を明らかにすることは、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすと考えている。このため、お尋ねの事実関係についてお答えすることは差し控えたい。

右質問する。

内閣衆質一八〇第二八四号

平成二十四年六月七日提出
質問 第二八四号
孤立する恐れのある集落・避難所に関する質問主意書
提出者 木村 太郎

衆議院議員木村太郎君提出孤立する恐れのある集落・避難所に関する質問に対する答弁書

孤立する恐れのある集落・避難所に関する質問主意書
近年、東日本大震災、豪雨、竜巻など自然災害が多発しており、その自然災害による土砂崩れや冠水で道路が寸断され、集落や避難所が孤立することが度々発生している。

私の地元青森県では、孤立する恐れのある集落と避難所を調査し発表した。それによると、青森県内では孤立する恐れのある集落の数は二百七十五、また孤立する恐れのある避難所の数が五百八十五と発表され、全国的にもかなりの数に及ぶものと予想される。

よつて、国は自治体と連携し、事前防災を重視した取り組みに万全を期すことが極めて重要と考へる。

従つて、次の事項について質問する。

一 青森県の調査のように各都道府県でも調査がなされていると思うが、孤立する可能性のある集落や避難所数はそれぞれ全国的にどのようになつてているのか示されたい。

二 孤立する恐れのある集落・避難所対策について、国として、自治体と連携してどのように対応していくのか、野田内閣の具体的な見解如何。

三

二に関連し、対策の一つとして、災害時に於いてヘリポートとなりうる候補地をあらかじめ確保していくことが重要と考えるが、国としてどのように捉えているのか、野田内閣の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一八〇第二八五号

平成二十四年六月十五日
衆議院議長 横路 孝弘殿 内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議員木村太郎君提出孤立する恐れのある集落・避難所に関する質問に対する答弁書

平成二十一年度に内閣府が実施した「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況フォローアップ調査」によれば、孤立する可能性のある集落（地震又は風水害に伴う土砂災害による道路の損傷等を要因として孤立する可能性のある集落をいう。以下同じ。）の数は、農業集落においては全国で一万七千四百六、漁業集落においては全国で千八百五十六である。また、孤立する可能性のある集落に存在する公民館、集会所等の避難施設の数は、農業集落にあつては全国で一万四千二百六十六、漁業集落にあつては全国で二千七百七十一である。なお、農業集落と漁業集落で区域の一部が重複している集落がある。

及び三について
ヘリコプターの離着陸場（以下単に「離着陸場」という。）の候補地の確保や離着陸場の整備については、集落等の孤立の防止のためにも、

重要であると認識している。離着陸場の候補地については、多くの地方公共団体が選定の上、地域防災計画に明示していると承知しており、離着陸場の整備については、地方公共団体が地域の実情に応じて行なうことができるよう、防災対策事業債の対象とするなど、支援しているところである。

政府としては、今後とも、国と地方公共団体との適切な役割分担の下、災害発生時に集落が孤立した場合においても、通信手段や、迅速な救助、避難及び物資供給のための体制が確保されるよう、努めてまいりたい。

平成二十四年六月七日提出
質問 第二八五号

国家公務員の新規採用抑制に関する再質問主

提出者 馳 浩

国家公務員の新規採用抑制に関する再質問

前回質問主意書にて国家公務員の新規採用抑制に関する政府の考え方を問い合わせ、答弁を受けたが、不十分だった点について更に確認したく再質問する。と共に若者の雇用の観点からも政府の認識を伺いたい。以上を踏まえ次の事項について質問する。

一 前回質問主意書の五及び六に対する答弁で、

二、前回質問主意書九に対し、大幅採用抑制の取組は、平成二十一年度及び平成二十一年度の二務省及び国土交通省の新規採用者数の上限値は、平成二十一年度と比べ、五十二%減、五十九%減と、全体の平均である五十六%減に対して、低い抑制割合になっていることを示されたが、果たしてこの程度の割合で配慮したことと言えるのか。大事なのは国民の安全の為に必要な現場での人員確保に対する配慮であり、全体の平均値と比較すること自体ナンセンスではないか、政府の見解は如何。

一 前回質問主意書の十一は、政府の新規採用抑制が、民間雇用に及ぼす悪影響を懸念するものであり、その答弁が不十分なので再度質問する。

二 同じく前回質問主意書の十一に対する答弁で、「若者を学校から職場へ円滑につなぐための取組」とあるが、具体的にどのような意味か、示されたい。

三 四に関連して、新卒者の就職支援は当然重要であるが、一方で若者の雇用対策において新卒就職が叶わなかつた方や一度ラインを外れてしまつた方にに対する支援が課題であり、政府答弁からはその重要性に関する認識を感じることが出来なかつたが、見解は如何。

五 、就職に失敗して自殺する若者が急増している。警察庁の調査によると昨年は統計を取り始めた二〇〇七年から二・五倍の一五〇人が就職を理由に自殺しており、その内、学生は五十二人にのぼる。こうした背景には雇用情勢の悪化があることは言うまでもないが、政府はこの現状をどう認識し、対策を取り組むべきとお考えか、示されたい。

六 新規採用抑制のように、声を挙げにくく、絞りやすいところから絞っていくようなやり方を優先して行うことにより、若者が希望や目標を持つなくなってしまうのではないか、政府の認識を示されたい。

七 右質問する。

衆
三

衆議院議員馳浩君提出國家公務員の新規採用印制ニ關する再質問ニ付する答弁書

月指定期間に関する質問に対する答弁書について

決定)に基づき、総務大臣が平成二十五年度の各府省の新規採用者数の上限値を決定するに当たっては、各府省から、業務の実情や新規採用者数の抑制(以下「新規採用抑制」という。)が業務に与える影響などについて聴取の上、治安対策や国民の安全確保の観点から、その現場での人員確保には一定の配慮を行い、協議調整を行つたところである。全体の平均の抑制割合と法務省及び国土交通省の抑制割合については、

その結果をお示しする二つの指標として用いたものである。

幅に変動することは、国家公務員を志望する者の立場から見れば好ましいものではないと考えるが、現下の厳しい財政状況や、社会保障・税一体改革に関連し国民に負担をお願いせざるを得ないことを踏まえ、政府としては、総人件費削減のためあらゆることに取り組まなければならぬと考えており、その一環として、平成二十五年度及び平成二十六年度の二年間に限り、大幅な新規採用抑制の取組を実施することとしたものである。

国家公務員の新規採用抑制について、御指摘のような懸念があることは承知しているが、政府としては、二についてでお答えしたとおり、現下の厳しい財政状況や、社会保障・税一体改革に関連し国民に負担をお願いせざるを得ない

ことを踏まえ、総人件費削減のためあらゆることに取り組まなければならないと考えており、その一環として取り組んでいるものである。現下の厳しい雇用情勢の中、若者の雇用対策を行うことの重要性は認識しており、政府として、労働界、経済界、教育界と若者の厳しい就職環境についての切実な危機感を共有し、一体となつて、若者が生き生きと働く雇用の場を継続的に生み出し、若者を学校から職場へ円滑につなぐための取組を行っていくことが必要であると考えている。このため、「日本再生の基本戦略」について(平成二十三年十二月二十四日閣議決定)に盛り込んだ「若者雇用戦略」を関係大臣、労働界・産業界を始めとする各界のリーダー及び有識者で構成する「雇用戦略対話」で平成二十四年六月十二日に合意したところであり、今後、その実行に向け、鋭意取り組んでいくことにしている。

なお、若者を学校から職場へ円滑につなぐための取組とは、若者が高等学校、専修学校、大学等(以下「学校等」という。)からの卒業後早期にその能力をいかした仕事に就けるようにするためのものであり、具体的には、学校等の要請に応じた校内へのジョブサポーター相談窓口の設置や出張相談の強化を行う等の取組である。五について

学校等の卒業時に就職できなかつた者や正社員として就職できずフリーターとなつた者に対する就職支援は重要であると考えている。

このため、学校等の卒業時に就職できなかつた者に対しては、平成二十二年に青少年の雇用機会の確保等に関する事業主が適切に対処するための指針(平成十九年厚生労働省告示第二百七十五号)を改正し、事業主が取り組むべき措置として、学校等の卒業後少なくとも三年間は新卒として応募できるようにすることを規定したところであり、「若者雇用戦略」においても、雇用のミスマッチ解消のための一つの柱として

「既卒三年新卒扱いの標準化」を位置付けること

七について

フリーーターについては、ハローワークにより、きめ細かな職業相談を実施し、正社員としての求人を開拓しているほか、フリーーターを有期雇用後に正社員として採用する場合に奨励金を支給する取組を行うとともに、支援対象者ごとに担当者を決め、履歴書の作成相談、面接指導、応募先の選定についての相談等を個別に行う「わかもの支援コーナー」及び「わかもの支援窓口」を平成二十四年四月に全国で二百四か所設置するなど、正規雇用を目指すフリーーター等への就職支援を強化している。さらに、「若者雇用戦略」では、「わかものハローワーク・支援コーナー・支援窓口を全国展開」することにしているところである。

今後とも、学校等の卒業時に就職できなかつた者やフリーーターに対する就職支援の取組を一層進めていく必要があると考えている。

二十九歳以下の若者の自殺者数は、平成十九年には三千八百五十七人、平成二十三年には三千九百二十六人であるところ、そのうち就職失敗を原因・動機とする自殺者数は、平成十九年の六十人から平成二十三年の百五十人へと大きく増加している。若者の自殺の問題は、厳しい雇用情勢ともあいまつて、深刻さを増していると認識しており、自殺対策を総合的に推進する中で全力で取り組んでまいりたい。

若者の雇用対策については、五についてで述べたもののほか、新卒者については、学生等が利用しやすい専門のハローワークとして全国で五十七か所に新卒応援ハローワークを設置するとともに、ジョブサポーターを増員配置するなどの取組を行っており、きめ細かな職業相談・職業紹介を一層充実していくことにしてい

国家公務員の新規採用抑制は、二についてで

お答えしたとおり、現下の厳しい財政状況や、社会保障・税一体改革に関連し国民に負担をお願いせざるを得ないことを踏まえ、政府としては、総人件費削減のためあらゆることに取り組まなければならないと考えており、その一環として取り組んでいるものである。他方、早期退職に対するインセンティブを高めるための退職手当の割増しや、民間の支援会社の活用も含めた透明性の高い再就職の支援等の中高年齢層の自発的な離職・再就職を支援する措置の具体化にも取り組んでいるところであり、「声を挙げにくく、絞りやすいところから絞っていくようやり方を優先して行う」との御指摘は当たらぬものと考えている。

平成二十四年六月七日提出
質問 第二八六号

ダンスの規制に関する質問主意書

提出者 穀田 恵二

ダンスの規制に関する質問主意書
本年四月よりダンスが中学校保健体育の必修科目になつた。ところが、いまだにダンスが風俗営業の規制の対象とされており、「時代の変化にそぐわない」と指摘する声が広がつている。

また、一九八四年の風俗営業等取締法の改正に際して、拡大される警察権による基本的人権の侵害などが危惧され、衆参両院の委員会で附帯決議（以下「両院決議」）がなされたが、その決議が軽んじられている事例を聞く。「両院決議」の精神をいまこそ徹底すべきである。

したがつて、次の事項について質問する。
一 ダンスをさせる営業の規制について
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」）は、客に「ダンスをさせ」る営業を、「風俗営業」として規制の対象として

いる（同法第二条第一項の一号及び三号、四号）。

そもそも「ダンス」という行為は、文化芸術として尊重され、表現の自由や営業の自由として憲法上も保障されるべき行為である。この点で、「両院決議」が、「本法の運用に当たつては、職権の濫用をいたしましめるとともに、表現の自由、営業の自由等憲法で保障されている基本的人権を侵害することのないよう慎重に配慮すること」と指摘している点は重要である。また、「両院決議」は、「本法に基づく政令等の制定及び本法の運用に当たつては、研究会等を設置して、広く各界の意見を聞くこと等により、法の運用に誤りなきを期すこと」を求めてい

る。
一 一九四八年に「風俗営業取締法（旧法）」が制定された際には、売買春等を取り締まることを目的として、ダンスをさせる営業を規制の対象とした。当時の社会状況から主に「社交ダンス」を規制するものであつた。その後ダンス文化の多様な発展にも関わらず、「風営法」は、一般的抽象的な「ダンス」という、曖昧な表記を残している。さらに政府が「ダンス」の定義等運用基準を示してこなかつたため、都道府県警察は恣意的に「踵が浮いた」「肩がゆれた」から「ダンスにあたる」と取締りを強化しており、「表現の自由を奪うもの」と批判の声が上がつている。

「風営法」が規制の対象とする「ダンス」について政府の見解如何。

2 本年四月より、「ダンス」が中学校保健体育の必修科目とされている。文部科学省は「ダンス指導のためのリーフレット」で、ダンスの特性について、「古今東西老若男女が楽しむ身体活動」「イメージをとらえた表現や踊りでの交流を通して仲間とのコミュニケーションを豊かにする」としている。このように、「ダンス」は、青少年の健全な育成に必修のも

のとなつてゐる。

「風営法」は、「善良な風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する」（第一条）ことを目的としているが、今日、「ダンスをさせ」ることをしてはいけないと考える。政府の見解如何。

二 「風営法」に対する「両院決議」の尊重と徹底について

「両院決議」は、「警察職員の入りに当たつては、いやしくも職権の濫用や正当に営業している者に無用の負担をかけることのないよう適正に運用すべきであり、その旨都道府県警察の委員会で附帯決議が行われた。

「両院決議」は、「警察職員の入りに当たつては、いやしくも職権の濫用や正当に営業している者に無用の負担をかけることのないよう適正に運用すべきであり、その旨都道府県警察の委員会が求める報告又は資料の提出によつて第一線に至るまで周知徹底すること」「入りの行使はできる限り避けること」とし、なるべく公安委員会が求める報告又は資料の提出によつては、いよいよ職権の濫用や正当に営業している者に無用の負担をかけることのないよう適正に運用すべきであり、その旨都道府県警察の委員会で附帯決議が行われた。

「両院決議」は、「警察職員の入りに当たつては、いやしくも職権の濫用や正当に営業している者に無用の負担をかけることのないよう適正に運用すべきであり、その旨都道府県警察の委員会で附帯決議が行われた。

「両院決議」は、「警察職員の入りに当たつては、いやしくも職権の濫用や正当に営業している者に無用の負担をかけることのないよう適正に運用すべきであり、その旨都道府県警察の委員会で附帯決議が行われた。

<p>1 「報告又は資料の提出の要求」がないまま、いきなり立ち入ることがあつてはならないと考へるが、政府の見解如何。</p> <p>2 法令ならびに「両院決議」を遵守し、犯罪搜査の目的や他の行政目的のためにこの「風営法」の規定を用いてはならないこと、また、「風営法」の運用に關係のない経理帳簿等を提出させてはならないことを第一線まで徹底すべきである。政府の見解如何。</p>
<p>右質問する。</p>

<p>内閣衆質一八〇第一・八六六号</p> <p>衆議院議長 横路 孝弘殿</p> <p>衆議院議員穀田恵二君提出ダンスの規制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。</p> <p>〔別紙〕</p>
<p>消防法の一部を改正する法律案</p> <p>右の内閣提出案は本院において可決した。</p> <p>よつて国会法第八十三条により送付する。</p>

<p>平成二十四年六月十五日</p> <p>内閣総理大臣 野田 佳彦</p> <p>衆議院議長 横路 孝弘殿</p> <p>衆議院議員穀田恵二君提出ダンスの規制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。</p> <p>〔別紙〕</p>
<p>消防法の一部を改正する法律案</p> <p>右の内閣提出案は本院において可決した。</p> <p>よつて国会法第八十三条により送付する。</p>

<p>平成二十四年四月一十日</p> <p>参議院議長 平田 健二</p> <p>衆議院議長 横路 孝弘殿</p> <p>衆議院議員穀田恵二君提出ダンスの規制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。</p> <p>〔別紙〕</p>
<p>消防法の一部を改正する法律案</p> <p>右の内閣提出案は本院において可決した。</p> <p>よつて国会法第八十三条により送付する。</p>

等を有しないことによる火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助等に対する重大な支障の発生を防止するためには必要な措置をとるべき

一 販売業者等が第二十二条の二第四項の規定

に違反して、検定対象機械器具等を販売し、又は検定対象機械器具等のうち消音の用に供

又は検定丸象機械器具等のうち消防の用に供する機械器具若しくは設備を設置、変更若し

くは修理の請負に係る工事に使用したこと

又は販売業者等が設置、変更若しくは修理の請負に係る二事に使用する第三付良機或器具

等のうち消防の用に供する機械器具若しくは

設備について、型式適合検定の合格の決定が

三項において準用する場合を含む。)の規定により取り消され
る。

第二十一条の十五及び第二十二条の十六中「個

第二十一条の十六の三第一項中「当該自注表示検定」を「型式適合検定」に改める。

想像機械器具等でその形状等が総務省令で定める

するものに」を「自主表示対象機械器具等について

その形狀等が総務省令で定める自主表示対象機器等に該する技術上の規格に適合していあるか

こうかについて総務省令で定める方法により検査

場合には」に改め、同条に次の一項を加える。

自主表示対象機械器具等の製造又は輸入を業する者は、総務省令で定めるところにより、

第一項の自主表示対象機械器具等の検査に係る

記録を作成し、これを保存しなければならない。

第二十二条の十六の六第一項中「前条」を「前二
二又は、第四章の二第二節」に改め之等一二

の十六の七とし、第二十二条の十六の五の次に

の二十一條の十六の六
總務大臣は、販売業者等

總務大臣は販売業者等

第八条第一項		政令で定める資格		火災その他の災害の被害の軽減に関する知識を有する者で政令で定める資格	
第八条の二第二項		防火管理者	防災管理者	避難の訓練の実施その他防災管理上	防災管理者
防火管理者に 防火管理上	統括防火管理者	第八条第二項及び第三項	第八条第四項	消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上	火災その他の災害の被害の軽減に関する知識を有する者で政令で定める資格
施 消火、通報及び避難の訓練の実 統括防火管理者	防火管理上	第八条の二第一項	防火管理上	政令で定める資格	火災その他の災害の被害の軽減に関する知識を有する者で政令で定める資格
防火管理者に 防火管理上	統括防災管理者	防災管理上	防災管理上	火災その他の災害の被害の軽減に関する知識を有する者で政令で定める資格	火災その他の災害の被害の軽減に関する知識を有する者で政令で定める資格
防災管理者に 防災管理上	統括防災管理者	避難の訓練の実施	防災管理上	防災管理上	防災管理上

第三十六条第二項中「同項の防火管理者」を「第八条第一項の防火管理者」に改め、同項の次に次の二項を加える。

号中「第三十六条第七項」を「第三十六条第八項」に改める。

六 第二十二条の二第四項、第二十二条の九第

二項(第二十一条の十一第三項において準用する場合を含む)、第二十一条の十六の二又

第四十二条第一項第十一号中「第三十六条第七項」を「第三十六条第八項」に改める。

二十二条の十六の三第三項の規定に違反して検査に係る記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成

に係る記録を作成せしるに反して記録を作成し、又は記録を保存しなかつた者」に改める。

第四三条の五第二号「個別査定」を「同一取扱いに改める。

**第四十四条第二号中「又は第五条の二の二
第三項」を「及び第三十五条の三の二第二項」に改
る、同号第三号「第三項」を「第六項」へ、「第**

め
同条第三号中「第五項」を「第六項」に
一
第一

八条の三第三項、第二十一條の九第二項(第二十一条の十一第三項において準用する場合を含む。)又は第二十一条の十六の三第二項」を「又は第八条の三第三項」に改め、同条第十六号中「第二十二条の十三第一項又は第二十二条の十六の六第一項」を「第二十二条の十四第一項又は第二十二条の十六の七第一項」に改め、同条第十七号中「第五項」を「第六項」に改め、同条第二十号及び第二十二号中「第三十六条第七項」を「第三十六条第八項」に改め、同条第二十二号を同条第二十三号とし、同条第二十二号の次に次の二号を加える。

二十二 第三十二条第一項(第三十五条の三第二項及び第三十五条の三の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による資料の提出又は報告を求められて、資料の提出をせず、虚偽の資料を提出し、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第四十五条第一号中「又は第三十九条の三の二第一項」を「第三十九条の三の二第一項又は第四十二条第一項第七号」に改め、同条第三号中及び第五号」を「第五号及び第七号」に、「若しくは第十二条」を「第十二条若しくは第二十二号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五条及び第七条の規定 公布の日

二 第五条の二第一項各号、第八条第一項、第八条の二、第八条の二の二第一項、第三十六条、第三十六条の三第一項、第四十条第一項第三号及び第四十二条第一項第十一号の改正規定、第四十四条第三号の改正規定(「第五项」を「第六項」に改める部分に限る。)並びに同条第十七号、第二二十号及び第二十一号の改正規定 平成二十六年四月一日

(統括防火管理者の選任に係る届出に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の消防法(次条に規定する「旧法」という)第八条の二第一項に規定する防火対象物の管理について権原を有する者は、前条第二号に掲げる規定の施行の日(次項において「一部施行日」という。前においても、この法律による改正後の消防法(以下「新法」という。)第八条の二第一項の規定の例により同項の規定の例によりその旨を所轄消防長又は消防署長に届けることができる。

2 一部施行日前に前項の規定によりされた届出は、一部施行日において新法第八条の二第四項の規定によりされた届出とみなす。

3 前二項の規定は、新法第三十六条第一項において読み替えて準用する新法第八条の二第一項の統括防災管理者について準用する。

(型式適合検定に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧法第二十一条の八(旧法第二十一条の十一第三項において準用する場合を含む。)の規定により個別検定に合格した検定対象機械器具等は、新法第二十一条の八第一項(新法第二十二条の十一第三項において準用する場合を含む。)の規定により型式適合検定に合格した検定

規定により個別検定に合格した検定対象機械器具等は、新法第二十一条の八第一項(新法第二十二条の十一第三項において準用する場合を含む。)の規定により型式適合検定に合格した検定

2 この法律の施行の際現にされている旧法第二十二条の七(旧法第二十一条の十一第三項において準用する場合を含む。)の規定による個別検定の申請は、新法第二十

一条の十一第三項において準用する場合を含む。)の規定による型式適合検定の申請とみなす。(自主表示対象機械器具等の検査に関する経過措置)

第四条 新法第二十一条の十六の三第一項及び第

三項の規定は、平成二十五年五月一日以後に自主表示対象機械器具等(新法第二十一条の十六の二に規定する自主表示対象機械器具等をいいう。以下この条において同じ。)に係る技術上の規格に適合するものである旨の表示を付する白い表示対象機械器具等について適用し、同日前に自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものである旨の表示を付する白い表示対象機械器具等については、なお従前の例によること。

第五条 新法第二十一条の三第一項の登録を受けようとする法人で新法第二十一条の四十六第一項の要件を満たしているものは、施行日前においても、その申請を行うことができる。新法第二十一条の五十一第一項の規定による業務規程の認可の申請についても、同様とする。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要がある

と認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

消防法の一部を改正する法律案(内閣提出 参議院送付)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、最近における火災の実態等に鑑み、火災被害の軽減に向けて火災予防対策の実効性の向上を図るため、高層建築物等における防火管理制度を創設する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 共同防火管理制度及び共同防災管理制度の整備

(一) 高層建築物等で管理権原が分かれている防火対象物について、その管理権原を有する者は一定の資格を有する者(うちから、防火対象物全体についての消防計画の作成、避難訓練の実施、防火対象物の廊下等の共用部分の管理等の防火管理業務を行わせるものとする)は、一定の資格を有する者とのうちから、防火対象物全体についての消防計画の作成、避難訓練の実施、防火対象物の廊下等の共用部分の管理等の防火管理業務を行わせるものとすること。

(二) 高層建築物等のうち多数の者が出入する一定の大規模な防火対象物について、その管理権原を有する者は、一定の資格を有する者のうちから、防火対象物全体の防災管

理業務を行う統括防災管理者を協議して定め、防火対象物全体についての防災に係る消防計画の作成、避難訓練の実施等の防災管

理業務を行わせるものとすること。

(三) 火災の調査に関する制度の整備

火災の原因調査のため必要がある疑いがある製品の製造業者又は輸入業者に対し、資料提出等を命ずることができるものとすること。

(四) 施行期日等

(一) この法律は、一部の規定を除き、平成二十一年四月一日から施行すること。

(二) 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

二 議案の可決理由

(一) 最近における火災の実態等に鑑み、火災被害の軽減に向けて火災予防対策の実効性の向上を図るため、高層建築物等における防火管理制度の拡充を図るとともに、検定に合格していない消防用機械器具等に係る回収命令の制度を講じようとする本案は、妥

た検定対象機械器具等の合格の決定を取り消せるものとするとともに、総務大臣は、検定に合格していない消防用機械器具等が市場に流通した場合に、販売業者等に対し、回収等を命ずることができるものとすること。

(二) 自主表示対象機械器具等の製造又は輸入業とする者は、これが技術上の規格に適合しているかどうかについて検査を行い、検査に係る記録を作成・保存しなければならないものとするとともに、総務大臣は、技術上の規格に適合していない自主表示対象機械器具等が市場に流通した場合に、販売業者等に対し、回収等を命ずることができるものとすること。

(三) 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

三 消防法の一部を改正する法律案(内閣提出 参議院送付)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、最近における火災の実態等に鑑み、火災被害の軽減に向けて火災予防対策の実効性の向上を図るため、高層建築物等における防火管理制度を創設する等の措置を講じようとするものとす

ること。

四 消防法の一部を改正する法律案(内閣提出 参議院送付)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、最近における火災の実態等に鑑み、火災被害の軽減に向けて火災予防対策の実効性の向上を図るため、高層建築物等における防火管理制度を創設する等の措置を講じようとするものとす

ること。

五 消防法の一部を改正する法律案(内閣提出 参議院送付)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、最近における火災の実態等に鑑み、火災被害の軽減に向けて火災予防対策の実効性の向上を図るため、高層建築物等における防火管理制度を創設する等の措置を講じようとするものとす

ること。

六 消防法の一部を改正する法律案(内閣提出 参議院送付)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、最近における火災の実態等に鑑み、火災被害の軽減に向けて火災予防対策の実効性の向上を図るため、高層建築物等における防火管理制度を創設する等の措置を講じようとするものとす

ること。

七 消防法の一部を改正する法律案(内閣提出 参議院送付)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、最近における火災の実態等に鑑み、火災被害の軽減に向けて火災予防対策の実効性の向上を図るため、高層建築物等における防火管理制度を創設する等の措置を講じようとするものとす

ること。

八 消防法の一部を改正する法律案(内閣提出 参議院送付)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、最近における火災の実態等に鑑み、火災被害の軽減に向けて火災予防対策の実効性の向上を図るため、高層建築物等における防火管理制度を創設する等の措置を講じようとするものとす

ること。

九 消防法の一部を改正する法律案(内閣提出 参議院送付)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、最近における火災の実態等に鑑み、火災被害の軽減に向けて火災予防対策の実効性の向上を図るため、高層建築物等における防火管理制度を創設する等の措置を講じようとするものとす

ること。

当なものと認め、可決すべきものと議決した。
なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十四年六月十九日

総務委員長 原口 一博

〔別紙〕

衆議院議長 横路 孝弘殿

消防法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一 総括防火管理者等の選任及びその防火管理業務等の遂行が円滑に行われるよう助言・指導等に努めるとともに、総括防火管理者等が選任された場合においても、消防機関による各管理権原者及び防火管理者等に対する行政指導が適切に行われるようすること。

二 東日本大震災における大規模建築物等の防災管理に係る教訓を踏まえ、管理権原者等への情報提供や防災管理講習への反映等を行うことにより、様々な災害事象を想定した訓練の実施、各事業所等の円滑な相互連携等、実効的な防災管理体制が構築されるようすること。

三 製品火災に係る火災原因調査の結果について、消防機関との他の関係機関との情報共有等を強化することにより、消費者の安心・安全の確保や製品火災の再発防止に有効活用されるようすること。

四 消防用機械器具等に係る品質を確保するため、自主表示対象機械器具等の規格適合性に係る検査の方法を製造業者等に周知徹底するとともに、消防用機械器具等の違法な市場流通の早期発見に努めること。また、消防用機械器具等の普及状況や防火対策上の重要性の変化等を勘案して、検定及び自主表示の対象品目を適宜見直すこと。

五 近年、比較的小規模な福祉施設において多数の人的被害を伴う火災が発生していることを踏まえ、福祉施設における防火・防災上の対策が施設の運用実態に即したものとなるよう、法制的手段を含め検討すること。

六 小規模雑居ビル等の複合用途建築物において火災による人的被害が多発していることを踏まえ、その予防のため、査察及び防火管理者の選任等の防火管理体制の確立に係る職務に從事する消防職員の「消防力の整備指針」を踏まえた充足と職務能力の向上に努めること。

七 小規模雑居ビル等の複合用途建築物において火災による人的被害を踏まえ、その予防のため、査察及び防火管理者の選任等の防火管理体制の確立に係る職務に從事する消防職員の「消防力の整備指針」を踏まえた充足と職務能力の向上に努めること。

〔別紙〕
養ぼう振興法の一部を改正する法律案

提出者 平成二十四年六月十九日

農林水産委員長 吉田 公一

第一条中「法律は」の下に、「養蜂を取り巻く環境の変化、農作物等の花粉受精において養蜂が果たす役割の重要性等に鑑み」を加え、「みつばち」を「蜜蜂」に、「ほう群」を「蜂群」に、「はちみつ及びみつろう」を「蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等の蜜蜂による生産物」に改める。

第二条中「はちみつ」を「蜂蜜」に、「みつろう」を「蜜ろう」に、「みつばち」を「蜜蜂」に改める。

第三条の見出し中「養ぼう業者」を「蜜蜂の飼育」に改め、同条第一項中「養ぼう業者」を「養蜂業者」に改め、同条第二項中「ほう群数」を「蜂群数」に、「附する」を「付する」に改める。

第十一条中「第三条第一項の規定に違反した者」を「蜜蜂の飼育を行った者」に、「二十万円」を「十万円」に改め、同条を第十四条とする。

第九条の前の見出しを削り、同条中「第六条」を「第七条」に、「一万円」を「二十万円」に改め、同条を第十二条とし、同条の前に見出しとして「(罰)

〔養蜂業者」という)以外の者が蜜蜂の飼育を行う場合であつて、農作物等の花粉受精の用に供するために蜜蜂の飼育を行う場合その他の蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合として農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

第三条第一項第二号中「ほう群数」を「蜂群数」に改める。

第三条第二項中「前項の届出事項に関する事項」を「第一項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に」に改め、「ときは」の下に、「農林水産省令の定めるところにより」を加え、「前項の都道府県知事」を「同項の都道府県知事」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

4 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による届出を受けた場合において、当該届出の内容に他の都道府県の区域を飼育の場所とするものがあるときは、農林水産省令の定めるところにより、当該届出の内容を当該他の都道府県の知事に通知しなければならない。

第三条に次の二項を加える。

2 前項ただし書の農林水産省令は、各都道府県における養蜂の実情その他の事情を勘案して定めるものとする。

4 都道府県は、第一項又は前項の規定による届出を受けた場合において、当該届出の内容に他の都道府県の区域を飼育の場所とするものがあるときは、農林水産省令の定めるところにより、当該届出の内容を当該他の都道府県の知事に通知しなければならない。

第三条に次の二項を加える。

4 都道府県は、第一項又は前項の規定による届出を受けた場合において、当該届出の内容に他の都道府県の区域を飼育の場所とするものがあるときは、農林水産省令の定めるところにより、当該届出の内容を当該他の都道府県の知事に通知しなければならない。

則」を付し、同条の次に次の二条を加える。

第十三条 第九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十円以下に罰金に処する。

第八条中「養ぼう業者」を「養蜂業者」に、「養ぼう」を「養蜂業」に改め、同条を第十二条とし、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十円以下に罰金に処する。

第八条中「養ぼう業者」を「養蜂業者」に、「養ぼう」を「養蜂業」に改め、同条を第十二条とし、若しくは虚偽の答弁をした者は、十円以下に罰金に処する。

官報(号外)

8	前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部長と読み替えるものとする。	おいて、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。
7	前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。	本部長とし、市町村長をもつて充てる。
3	前条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前一項から第三項まで」に、「同項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前一項から第三項まで」に、「同項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。	市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。
6	市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。	市町村災害対策本部長は、当該市町村の職員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。
5	市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行なう。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならぬ。	市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行なう。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならぬ。
2	市町村災害対策本部長は、当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。	市町村災害対策本部長は、当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
1	当該市町村の地域に係る災害に対する情報を収集すること。	当該市町村の地域に係る災害に対する情報を収集すること。
4	市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行なう。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならぬ。	市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行なう。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならぬ。
3	市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施すること。	市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施すること。
6	市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。	市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
7	前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。	市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。
8	前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部長と読み替えるものとする。	本部長とし、市町村長をもつて充てる。

平成二十四年六月十九日 衆議院会議録第二十
を実施するに当たつて、その備蓄する物資又は
資材が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅
速に実施することが困難であると認める場合に
おいて、その事態に照らし緊急を要し、前項の
規定による要請又は要求を待ついとまがないと
認められるときは、当該要請又は要求を待たな
いで、必要な物資又は資材の供給について必要
な措置を講ずることができる。

災害対策基本法の一部を改正する法律案及びきことを指示することができる。この場合においては、同項の事項を書面で示さなければならぬ

第九十二条の見出し中「応急措置」を「災害応急対策」に改め、同条第一項中「第六十八条第一項」を「第六十八条」に改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。たゞ、裁判所による規定は、更に別途定むるまことに。

省設置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

第二条 政府は、東日本大震災（平成二十三年三

これに伴う原子力発電所の事故による災害をい

訓を今後に生かすため、東日本大震災に対して

防災に関する制度の在り方について所要の法改

正を含む全般的な相談を加え、その結果は基づいて、速やかに必要な措置を講ずるものとす

（石油コンビナリト等災害防止法の一部改正）

第三条 石油ニンヒガート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）の一部を次のように改正

第三十二條第一項中「第四項及び第六項」を
する。

第四項各号、第六項及び第七項(同法第二十三
条の二第七項)において準用する場合を含む。)

第二十三条の二第一項、第四項各号及び第六項に致りる。

(大規模地震対策特別措置法の一部改正)

年法律第七十三号)の一部を次のように改正す

報告書

第十七条第十項中「同項第一号から第三号まで」を「同項第一号」に改める。

第十九条第一項中「災害対策本部」を「都道府県災害対策本部又は同法第二十三条の二第一項に規定する市町村災害対策本部」に改める。

第二十条中「第五十一条」を「第五十二条第一項」に改め、「以下」の下に「この条及び」を加える。

第二十六条第二項中「第七十二条」を「第七十二条第一項及び第三項」に改める。

第三十一条中「第六十八条第一項」を「第六十八条」に、「第七十二条」を「第七十二条第一項」に改める。

（原子力災害対策特別措置法の一一部改正）

第五条 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第九項中「第二十条第六項」を「第二十条第七項」に、「第二十条第七項」を「第二十条第八項」に改める。

第十八条第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に関すること。

第二十条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第三項及び第五項」を「第三項、第五項及び第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域における緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策実施区域における原子力災害事後対策を的確

かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

第二十二条の見出しを「都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部の必要的設置」に改め、同条第一項中「災害対策本部」を「都道府県災害対策本部又は同法第二十三条の一第一項に規定する市町村災害対策本部」に改め、同条第二項中「災害対策本部」を「都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部」に改める。

第二十三条第一項中「災害対策本部」を「都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部」に改め、同条第二項中「及び」を「並びに」に、「災害対策本部」を「都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部」に改め、同条第三項第二号中「都道府県の災害対策本部長又は当該都道府県の災害対策本部の災害対策副本部長」を「都道府県災害対策本部長又は当該都道府県災害対策本部の都道府県災害対策副本部長」に改め、同項第三号中「市町村の災害対策本部長」を「都道府県災害対策本部員」に、「都道府県災害対策本部員」に、「当該市町村の災害対策本部長」を「当該市町村災害対策本部長」に、「当該市町村の災害対策本部員」に、「当該市町村の災害対策副本部長」を「市町村災害対策本部長」に、「市町村災害対策本部長」を「当該市町村災害対策本部長」に改める。

第二十八条第一項の表第四十条第二項第三号及び第四十二条第二項第一号の項を削り、同表第三十四条第一項の項の次に次のように加え

官報(号外)

		第四十条第一項第 二号		災害予防	原子力災害予防対策
		災害に関する予報又は警報の発令及び伝達		原子力緊急事態宣言(原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言をいう。以下同じ。)その他原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)に関する情報の伝達	原子力緊急事態宣言(原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言をいう。以下同じ。)その他原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)に関する情報の伝達
第四十条第三項		災害応急対策並びに災害復旧	消防、水防、救難	灾害予防責任者	災害予防責任者(原子力事業者を含む。)
第四十二条第二項	災害	灾害	灾害	災害予防責任者(原子力事業者を含む。)	災害予防責任者(原子力事業者を含む。)
第四十二条第三項	灾害	灾害予防	原子力緊急事態宣言(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)	灾害予防責任者(原子力事業者を含む。)	原子力緊急事態宣言(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)
第二号	灾害	災害に関する予報又は警報の発令及び伝達	原子力緊急事態宣言(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)	灾害予防責任者(原子力事業者を含む。)	原子力緊急事態宣言(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)
第四十六条第一項	灾害	消防、水防、救難	原子力緊急事態宣言(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)	灾害予防責任者(原子力事業者を含む。)	原子力緊急事態宣言(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)
第二十八条第一項の表第四十六条第一項の項を次のように改める。	灾害	灾害応急対策並びに災害復旧	原子力緊急事態宣言(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)	灾害予防責任者(原子力事業者を含む。)	原子力緊急事態宣言(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)
第五十三条第六項	災害	灾害	原子力災害	灾害予防責任者(原子力事業者を含む。)	原子力緊急事態宣言(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)
第六十七条第一項	災害が	灾害	原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)	灾害予防責任者(原子力事業者を含む。)	原子力緊急事態宣言(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)
第六十七条第二項	災害が	灾害応急対策	原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)	灾害予防責任者(原子力事業者を含む。)	原子力緊急事態宣言(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)
第六十八条	災害が	灾害	原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)	灾害予防責任者(原子力事業者を含む。)	原子力緊急事態宣言(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)
第六十八条の二第二項及び第六十九条並びに第六十九条	災害	灾害応急対策	原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)	灾害予防責任者(原子力事業者を含む。)	原子力緊急事態宣言(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)
第二十八条第一項の表第七十一条第一項の項の次に次のように加える。					

第七十二条第三項 及び第二項		災害応急対策	緊急事態応急対策
第七十四条第一項	災害が 原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)が 緊急事態応急対策	災害応急対策 原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。以下この項において同じ。)が発生し、当該原子力災害	緊急事態応急対策
第七十四条第二項	災害応急対策 原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)が 緊急事態応急対策	災害応急対策 原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。以下この項において同じ。)が発生し、当該原子力災害	緊急事態応急対策
第七十四条の二第一項	係る災害 原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。以下この項において同じ。)が 緊急事態応急対策	災害が 原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)が 緊急事態応急対策	緊急事態応急対策
第七十四条の二第二項	災害応急対策 当該災害 原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。以下この項において同じ。)が 緊急事態応急対策	災害が 原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)が 緊急事態応急対策	緊急事態応急対策
第七十四条の二第三項	災害応急対策 当該原子力災害 原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)が 緊急事態応急対策	災害が 原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)が 緊急事態応急対策	緊急事態応急対策
第七十五条	災害 原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)	災害 原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)	緊急事態応急対策
第七十六条の二第一項	災害が 原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)が 緊急事態応急対策	災害が 原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)が 緊急事態応急対策	緊急事態応急対策
第七十六条の二第二項	災害 原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)	災害 原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)	緊急事態応急対策
第七十七条	災害	災害	緊急事態応急対策
第七十八条	災害	災害	緊急事態応急対策
第七十九条	災害	災害	緊急事態応急対策
第八十条	災害	災害	緊急事態応急対策
第八十一条	災害	災害	緊急事態応急対策
第八十二条	災害	災害	緊急事態応急対策
第八十三条	災害	災害	緊急事態応急対策
第八十四条	災害	災害	緊急事態応急対策
第八十五条	災害	災害	緊急事態応急対策
第八十六条	災害	災害	緊急事態応急対策
第八十七条	災害が発生し、当該災害	災害が発生し、当該災害	緊急事態応急対策
第八十八条	災害から	災害から	緊急事態応急対策

官 報 (号外)

			並びにその他の関係者	、原子力事業者並びにその他の関係者	
四項	第二十三条の二第二	市町村地域防災計画	原子力災害対策指針又は市町村地域防災計画	原子力事業者並びにその他の関係者	
四項第一号	第二十三条の二第二	及び関係指定地方公共機関	、関係指定地方公共機関及び原子力事業者	原子力災害対策指針又は市町村地域防災計画	
四項第二号	第二十三条の二第二	災害	原子力災害対策指針又は市町村地域防災計画	原子力事業者並びにその他の関係者	
六項	灾害予防及び災害応急対策	災害予防又は災害応急対策	原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策	原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策	
六項	灾害予防又は災害応急対策	原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策	原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策	原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策	
(原予力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律の一部改正)	(原予力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律の一部改正)	(原予力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律の一部改正)	(原予力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律の一部改正)	(原予力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律の一部改正)	
第六条	原予力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。	第六条	原予力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。	第六条	原予力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。
第十二条	第十二条のうち原予力災害対策特別措置法第二十八条第一項の表第四十条第二項第一号及び第四十二条第二項第二号の項の改正規定を次のように改める。	第十二条	第十二条のうち原予力災害対策特別措置法第二十八条第一項の表第四十条第二項第一号及び第四十二条第二項第二号の項の改正規定を次のように改める。	第十二条	第十二条のうち原予力災害対策特別措置法第二十八条第一項の表第四十条第二項第一号及び第四十二条第二項第二号の項の改正規定を次のように改める。
第十二条第一項	表第四十条第三項の項の次に次のように加える。	第十二条第一項	表第四十条第三項の項の次に次のように加える。	第十二条第一項	表第四十条第三項の項の次に次のように加える。
第四十一条	防災基本計画	防災基本計画	防災基本計画	防災基本計画	防災基本計画
第四十二条第一項	防災基本計画	防災基本計画、原子力災害対策指針	防災基本計画及び原子力災害対策指針	防災基本計画	防災基本計画、原子力災害対策指針

第十九項の改正規定	第十七条第九項	第十七条第八項
第十八条の改正規定	第十八条第六項を「第二十条第七項」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号	第二十条第五項を「第二十条第六項」に改め、同号を同条第七項とし、第二号
第十九条の改正規定	第二十条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第三項及び第五項」を「第三項、第五項及び第六項」に改め、同項を同条中第七項と同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項	第二十条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「及び第六項」を「第五項及び第七項」に改め、同項を同条中第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項
第二十条の改正規定	第六項を「第三項、第五項及び第六項」に改め、同項を同条中第七項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項	第六項を「第三項、第五項及び第六項」に改め、同項を同条中第七項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項
第二十一条の改正規定	同条第一項	同条第一項
第二十二条の改正規定	改め、同条第一項中「災害対策本部」を「都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部」に改める	改める

官報(号外)

平成二十四年六月十九日 衆議院会議録第二十六号

災害対策基本法の一部を改正する法律案及び同報告書

二四

規定	第二十三 条の改正 規定	同条第二項中「及び」を「並びに」に、「災 害対策本部を「都道府県災害対策本部及 び市町村災害対策本部」に改め、同条第 三項第二号	
		原子力緊急事態宣言(原子力災害対策特 別措置法第十五条第二項の規定による原 子力緊急事態宣言をいう。以下同じ。)	
第二十八 条第一項 の表第五 十一条の 項を削 り、同表 第四十九 条の項の 次に次の ように加 える改正 規定	第二十八 条第一項 の表第五 十一条の 項を削 り、同表 第四十九 条の項の 次に次の ように加 える改正 規定	第五十一 条第二項 災害に 原子力災害に	第五十一 条第二項 防災計画 は原子力災害対 策指針
第二十八 条第一項 の表第五 十一条の 項を削 り、同表 第四十九 条の項の 次に次の ように加 える改正 規定	第二十八 条第一項 の表第五 十一条の 項を削 り、同表 第四十九 条の項の 次に次の ように加 える改正 規定	第五十一 条第二項 災害に 原子力災害に	原子力緊急事態宣言
第二十八 条第一項 の表第八 十条第二 項の項の 次に次の ように加 える改正 規定	第二十八 条第一項 の表第八 十条第二 項の項の 次に次の ように加 える改正 規定	第五十一 条第二項 災害に 原子力災害に	原子力緊急事態宣言
第二十八 条第一項 の表第八 十条第二 項の項の 次に次の ように加 える改正 規定	第二十八 条第一項 の表第八 十条第二 項の項の 次に次の ように加 える改正 規定	第二十 三条第 四項第 二号	第二十 三条第 四項第 一号
第二十八 条第一項 の表第八 十条第二 項の項の 次に次の ように加 える改正 規定	第二十八 条第一項 の表第八 十条第二 項の項の 次に次の ように加 える改正 規定	灾害 に係る災 害予防及 び災害応 急対策	灾害 に係る原 子力災害 (原 子力災害 が生 ずる蓋 然性を含 む。)
第二十八 条第一項 の表第八 十条第二 項の項の 次に次の ように加 える改正 規定	第二十八 条第一項 の表第八 十条第二 項の項の 次に次の ように加 える改正 規定	法第二 二号に規 定する原 子力災害予 防対策をい う。以下同 じ。)及び緊 急事態應急對 策を(同 条第五号 に規定する緊 急事態應急對 策をいう。以 下同じ。)	原 子力災害 (原 子力災害 が生 ずる蓋 然性を含 む。)
第二十八 条第一項 の表第八 十条第二 項の項の 次に次の ように加 える改正 規定	第二十八 条第一項 の表第八 十条第二 項の項の 次に次の ように加 える改正 規定	第三 四項第 二号	第三 四項第 二号
第二十八 条第一項 の表第八 十条第二 項の項の 次に次の ように加 える改正 規定	第二十八 条第一項 の表第八 十条第二 項の項の 次に次の ように加 える改正 規定	灾害 に沿つて 災害予防 及び災害 応急対策	灾害 に沿つて原 子力災害予 防対策及 び緊急事 態應急對 策を(原 子力災害 が生 ずる蓋 然性を含 む。)
第二十八 条第一項 の表第八 十条第二 項の項の 次に次の ように加 える改正 規定	第二十八 条第一項 の表第八 十条第二 項の項の 次に次の ように加 える改正 規定	灾害 に沿つて 災害予防 及び災害 応急対策	灾害 に沿つて原 子力災害予 防対策及 び緊急事 態應急對 策を(原 子力災害 が生 ずる蓋 然性を含 む。)

官報(号外)

平成二十四年六月十九日
衆議院会議録第二十六号
の表の改
第二十八
条第三項

第二十八条第三項の表第十四条第二項
第二号の項及び第十四条第二項第三号の
項を削り、同表第二十三条第四項の項を

災害対策基本法の一部を改正する法律案及び同報告書

第二十八条第三項の表第十四条第二項
第二号の項を削り、同表第十四条第二項
第三号の項を次のように改める。

第二十八条第三項の表第二十三条第六項の項の次に次のように加える。

第三十 三条第 四項第 三号		第三十 三条第 二第四 項第一 号		第三十 三条の 二第四 項第一 号	
災害予防 及び災害 応急対策		災害予防 及び災害 応急対策		災害予防 及び災害 応急対策	
公共機関 者	及び 関係 指定地 方公共機関及 び原子力事業 者	原子力災害予 防対策、緊急 事態応急対策 及び原子力災 害事後対策	原子力災害予 防対策、緊急 事態応急対策 及び原子力災 害事後対策	原子力災害予 防対策、緊急 事態応急対策 及び原子力災 害事後対策	原子力災害予 防対策、緊急 事態応急対策 及び原子力災 害事後対策
項 三 第六	第二十 三条の 二第六 項	第二十 三条の 二第四 項第二 号	第二十 三条の 二第四 項第二 号	第二十 三条の 二第四 項第一 号	第二十 三条の 二第四 項第一 号
災害 予防 又は災害 応急対策	災害予防 又は災害 応急対策	原子力災害予 防対策、緊急 事態応急対策 及び原子力災 害事後対策	原子力災害予 防対策、緊急 事態応急対策 及び原子力災 害事後対策	原子力災害予 防対策、緊急 事態応急対策 及び原子力災 害事後対策	原子力災害予 防対策、緊急 事態応急対策 及び原子力災 害事後対策

2 前項の場合において、前条中「第二十八条第一項の表第四十条第三項」とあるのは、「第二十八条第一項の表第四十条第二項第二号の項中「原子力緊急事態宣言」の下に「原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言をいう。以下同じ。」」を加え、同表第四十条第三項」とする。

3 第一項の場合において、原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律第十二条のうち次の表の上欄に掲げる原子力災害対策特別措置法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十八条 の改正規 定	防災計画」の下に「原子力災害対策指 針」を加え、同条第三号中「前一号」を「前 三号」に改め、同号を同条第四号とし、 同条第二号を同条第三号とし、同条第一 号	第二十条第七項	第二十条第五項
第十八条 の改正規 定	緊急事態応急対策」を「緊急事態応急対策 等」に改め、同条第四号中「前三号」を「前 各号」に改め、同号を同条第五号とし、 同条第三号を同条第四号とし、同条第二 号中「防災計画」の下に「原子力災害対 策指針」を加え、同号	第二十条第八項	第二十条第六項

官 報 (号 外)

平成二十四年六月十九日

災害対策基本法の一部を改正する法律案及び同報告書

二八

官報(号外)

平成二十四年六月十九日 衆議院会議録第二十六号 災害対策基本法の一部を改正する法律案及び同報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、東日本大震災から得られた教訓を今後は、政令で定める。

災害対策基本法の一部を改正する法律案(内)

闇提出に関する報告書

第八条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第八条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由 東日本大震災から得られた教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、防災に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律附則第一条第二号中「同表第四十九条の項及び第五十一条の項の改正規定」第四十九条の項に係る部分に限る。」とあるのは、「同表第四十九条の項の改正規定」とする。

4 第一項の場合において、原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律附則第一条第二号中「同表第四十九条の項及び第五十一条の項の改正規定」第四十九条の項に係る部分に限る。」とあるのは、「同表第四十九条の項の改正規定」とする。

5 災害予防

災害予防責任者は、防災教育の実施に努め、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応援する事態に備えた相互応援協定の締結等に努めなければならないものとすること。

第二十三 条の二第 四項第二 号	災害予防 及び災害 応急対策	原子力災害予防 対策、緊急事態 対策、緊急事態 対策及び原 子力災害事後対 策
第二十三 条の二第 六項	災害予防 又は灾害 応急対策	原子力災害予防 対策、緊急事態 対策又は原 子力災害事後対 策

地域防災計画の策定に当たり、災害が発生した場合に管轄指定地方行政機関等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援できるよう配慮するものとすること。

二 議案の修正議決理由

4 災害予防

災害予防責任者は、防災教育の実施に努め、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応援する事態に備えた相互応援協定の締結等に努めなければならないものとすること。

5 災害応急対策

市町村が被災状況等の報告ができなくなつたときは、都道府県は、災害に関する情報収集に特に意を用いなければならないものとすること。

(一) 市町村長から他の市町村長及び都道府県知事への応援要求、都道府県知事から他の都道府県知事への応援要求の対象を応急措

置から災害応急対策に拡大し、都道府県知事は、応援が円滑に実施されないとときは、内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に応援を要求するよう求めることができるものとすること。

(二) 市町村長は、被災住民の広域一時滞在について他の市町村長に協議でき、都道府県外広域一時滞在については、都道府県知事に対し、他の都道府県知事との協議を求めることができるものとすること。

(三) 都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部の所掌事務に、当該地域に係る災害情報を充実し、地方公共団体間の応援に関する措置を拡充するとともに、広域にわたる被災住民の受け入れ並びに災害対策に必要な物資等の供給及び運送に関する措置を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

6 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

東日本大震災から得られた教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、防災に関する組織を充実し、地方公共団体間の応援に関する措置を拡充するとともに、広域にわたる被災住民の受け入れ並びに災害対策に必要な物資等の供給及び運送に関する措置等について定めようとする本案は、おおむね妥当なものと認めるが、

災害の定義に、異常な自然現象の例示として「竜巻」を追加すること、防災に関する制度の在り方についての全般的な検討の対象に、防災上の配慮をする者に係る個人情報の取扱いの在り方、災害からの復興の枠組み等が含まれる旨を明記すること等の修正を行うことを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十四年六月十九日

災害対策特別委員長 村井 宗明

衆議院議長 横路 孝弘殿

〔別紙〕

(小字及び
は修正)
第一條第一号中「暴風」の下に「竜巻」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、原子力規制委員会設置法による。原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律(平成二十四年六月十九日開票)

官 報 (号 外)

他の関係者に対し、資料又は情報の提

併し意見の表明そのもの

原子力規制委員会設置法附則第五十四条
第一項の場合において、原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律第十二条のうち次の表の上欄に掲げる原子力災害対策特別措置法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十七條	第二十一条第五項
第二十項の 第三項	第二十一条第六項

災害対策基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

第一項の場合において、
に関する組織及び制度を改革するための環境省
設置法等の一部を改正する法律附則第一条第二
号中「同表第四十九条の項及び第五十一条の項
の改正規定(第四十九条の項に係る部分に限
る。)」とあるのは、「同表第四十九条の項の改正
規定」とする。

用すること。
一 応援の要求、広域一時滞在及び物資・資材の供給など、国及び都道府県による関与が充実強化されたものについては、適時適切な応援、被災住民の受入れ及び物資等の供給がなされるよう、その仕組みを十全に機能させること。
一 円滑な応援の受入れ及び他者への応援については、災害発生時の初動対応において極めて重要であることから、都道府県及び市町村による広域的な協定の締結及び訓練の実施等が促進されるよう、国としても積極的に取り組むこと。

地理空間情報の活用については、都道府県及び市町村が十分に活用できるものとするため、情報の内容、共有及び利用方法等に留意してシステムを構築するなど、眞に災害対策に有用な、実効性のあるものとともに、NPOやボランティアなど、災害に関与する団体及び個人を含め、広く国民に対する情報提供にも活用すること。

7 原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本部の実施状況に応じ、当該本部に係る原子力緊急事態解除宣言において公示された第十五条第四項各号に掲げる事項について、公示することにより変更することができる。

18 原子力災害対策本部長は、原子力災害事後対策の実施状況に応じ、当該原
子力災害対策本部に係る原子力緊急事
態解除宣言において公示された第十五
条第四項各号に掲げる事項について、
公示することにより変更することがで
きる。

一 救援物資等を被災地に確実に供給するために

は、現在の国及び地方の指定公共機関である運送事業者だけでは運送の対象となる物資が限定されるなど、不十分なことが懸念されることから、指定公共機関の拡大を含め、運送事業者の指定の在り方について検討すること。

一 国、都道府県及び市町村の防災会議の委員の任命については、女性、障がい者及び高齢者など、社会及び地域の実情に応じて多様な主体の参画が確保されるよう、今後とも制度及び運用の改善に努めること。

一 今回の改正では、災害応急対策責任者や灾害予防責任者など、国や地方の公的立場にある者の役割が強化されたが、東日本大震災では、NPOやボランティアなどが大きな役割を果たしたことから、災害の予防、災害からの復旧及び復興など、災害全般においてかかる主体の果たす役割についても、引き続き検討を進めること。

一 これから災害対策基本法改正に向けて、避難や減災など災害に対する基本的考え方をはじめ、防災会議や災害対策本部など組織の在り方、大規模災害発生時の災害緊急事態の布告の内容やその手続、さらに災害からの復興の進め方に至るまで、現行法のあらゆる問題点について迅速に検討を進め、必要な法案を策定し、提出すること。